

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（水産技術センターに勤務し、<u>漁業指導船に乗り組む者</u>の勤務時間の割振り）</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。</p> <p><u>3</u> 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</p>	<p>（水産技術センターに勤務し、<u>漁業指導船に乗船する職員</u>の勤務時間の割振り）</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗船して行う試験研究業務に従事する職員の勤務時間の割振りは、航行中（入航日及び出航日を含む。）にあっては1日につき15時間30分、航行中以外にあっては1日につき7時間45分の範囲内で水産技術センター所長が定めるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。</p> <p><u>4</u> 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項又は第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。